

文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正内容

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）等の一部改正に伴い、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和6年12月文京区条例第43号）について、以下のとおり規定を整備する。

(1) 第7条第2項（満3歳以上の学級編制基準の引下げ）

満3歳以上の学級編制基準を「35人」から「30人」に引き下げる。

(2) 第9条及び付則第9項

主務教諭の職の設置に伴う規定の整備

(3) 第9条第3項（特定理学療法士等の配置に関する特例の新設）

幼保連携型認定こども園において、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り保育士とみなすことができることとし、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該幼保連携型認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないこととする。

(4) 第21条の2（児童対象性暴力等の防止等のための措置に係る規定の新設）

幼保連携型認定こども園の設置者に対し、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じることを義務付けることとする。

(5) 付則第2項（3歳児の年齢別配置基準に係る経過措置の期間の見直し）

園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、職員の数を「おおむね20人につき1人以上」とすることを認める経過措置を設けていたところ、当該経過措置の期間を令和10年3月31日までとする。

(6) その他規定の整備

2 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第六条まで（略） （学級の編制の基準） 第七条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。	第一条から第六条まで（略） （学級の編制の基準） 第七条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第八条（略）

（職員の数等）

第九条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

第二項（略）

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

【別記1 参照】

第四項（略）

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

第十条から第二十一条まで（略）

（児童対象性暴力等の防止）

第二十一条の二 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第十三条第六項において準用する法第六条の規定により、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六年法律第六十九号）第二条第二項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第四条第一項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

第八条（略）

（職員の数等）

第九条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭_____又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

第二項（略）

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時二人を下ってはならない。

【別記1 参照】

第四項（略）

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭_____、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

第十条から第二十一条まで（略）

（新設）

要な措置を講じなければならない。

第二十二條から第二十七條まで（略）

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和十年三月三十一日までの間、第九条第三項の表

第二号中「十五人」とあるのは「二十人」と読み替えるものとする。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と読み替えるものとする。

第四項から第八項まで（略）

9 第九条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第十項（略）

11 第九条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第十二項（略）

13 第九条第三項の表備考第五号及び付則第九項から前項までの規定により同表備考第一号に定める者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代

第二十二條から第二十七條まで（略）

（経過措置）

2 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第九条第三項の表第一号中「二十五人」とあるのは「三十人」と、同表第二号中「十五人」とあるのは「二十人」と読み替えるものとする。

（新設）

第三項から第七項まで（略）

8 第九条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九項（略）

10 第九条第三項の表備考第一号に定める者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第九条第三項の表備考第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第十一項（略）

12 付則第八項から前項までの規定により第九条第三項の表備考第一号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代

える場合においては、当該特定理学療法士等、 小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と 同等の知識及び経験を有すると認める者並びに 看護師等の総数は、常時同項の規定により置か なければならない職員の数の三分の一を超えて はならない。 <u>14 第九条第三項の表備考第五号及び付則第十一 項の規定により特定理学療法士等及び看護師等 のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師 等が保育を行うに当たって同表備考第一号に定 める者（同表備考第五号ただし書の規定による 支援を行う者を除く。）による支援を受けるこ とができる体制を確保しなければならない。</u> <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただ し、第二十一条の次に一条を加える改正規定は、 令和八年十二月二十五日から施行する。</u>	える場合においては、当該_____ 小学校教諭等免許状所持者、区長が保育教諭と 同等の知識及び経験を有すると認める者並びに 看護師等の総数は、常時同項の規定により置か なければならない職員の数の三分の一を超えて はならない。 <u>(新設)</u>
---	---

【別記1】

改正後（案）

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人
備考	
一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び付則第九項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。	

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

五 第一号に定める者については、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第一号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

現行

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね二十五人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね十五人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下この号及び付則第八項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第三項に規定する保育士登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、_____、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。

三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

（新設）